

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」開催要綱

(目的)

第1条 本年4月の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案、5月の茨城県等における突風災害等を踏まえ、地方公共団体における多様な情報伝達手段の整備を促進するため、学識経験者、地方公共団体の防災担当者及び関係省庁による「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について調査検討を行う。

- (1) 住民への正確・迅速な情報伝達に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた、多様な情報伝達手段の整備に関する事項
- (3) 防災事務に従事する市町村等の職員（消防職員を含む）の能力向上を図るための方策に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、地方公共団体及び関係省庁の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁国民保護・防災部長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会については、原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

- 2 検討会には、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」委員名簿

(50音順、敬称略)

委員	秋本芳徳	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
委員	荒井仁志	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付参事官
委員	市村克典	東京都江東区総務部危機管理課危機管理係長
委員	小野清	宮城県仙台市消防局参事（防災担当）
委員	角好陸	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）
委員	関田康雄	気象庁総務部企画課長
委員	田島松一	消防大学校副校長
委員	田中淳	東京大学総合防災情報研究センター長・教授
委員	中村功	東洋大学社会学部教授
委員	野田徹	国土交通省水管理・国土保全局防災課長
委員	平野公三	岩手県大槌町総務部長
委員	松田明悦	茨城県つくば市生活環境部危機管理課課長補佐
委員	松原浩二	兵庫県企画県民部災害対策局長
委員	松元照仁	自治大学校部長教授
委員	森下信	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室長
委員	山口英樹	消防庁国民保護・防災部防災課長
委員	吉井博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授

合計17名

「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」

想定スケジュール（案）

第1回（6月14日）

- 検討会の趣旨・目的
- 今後の検討会の進め方
- 情報伝達手段に関する現状及び課題

第2回（6月下旬～7月上旬予定）

- 情報伝達手段の整備のあり方

第3回（7月中旬～下旬予定）

- 中間取りまとめ
 - ・ 情報伝達手段の整備
 - ・ 情報伝達に係る訓練、情報伝達手段の点検 等

第4回（9月～10月頃予定）

- 災害情報の活用に係る地方公共団体職員の人材育成・研修

第5回（11月頃予定）

- 最終取りまとめ